

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年10月19日)

開催日及び場所		令和4年9月7日(水)北陸農政局第1・2会議室		
委員		中田 博繁(弁護士) 木戸 正裕(公認会計士) 久保 豊(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和4年4月1日～令和4年6月30日		
審議対象案件		198件 うち、1者応札(応募)案件 46件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件4件 (抽出率2.5%) (抽出率8.7%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	抽出なし
	随意契約		1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の件数0件	
	業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	抽出なし
			簡易公募型プロポーザル	抽出なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	抽出なし	
		随意契約(その他)	抽出なし	
	(特記事項)			なし

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>1 一般競争（簡易型総合評価） 水橋農地整備事業 下条上市団地（水橋工区）区画整理その1工事</p>	
	<p>◆入札を辞退した2社の辞退理由は把握しているのか。</p> <p>◆入札辞退の聴き取り内容については、説明資料に添付すべきであったと考える。</p> <p>◆同時期に同じ区画整理工事を2件に分けている理由は何か。</p> <p>◆入札説明書を交付した15者ではなく、入札を辞退した2社に聴き取りを行ったのは何故か。</p> <p>◆入札辞退の結果、1者応札となったことは理解したが、本工事とその2工事で同じ業者が辞退しているのは、気になる点。一方、業者に対して、過度に辞退した理由を追及することは困難であることも理解できる。説明資料では、今後も地域内の区画整理工事が進められるようなので、もう少し業者の状況等が把握できればよいと感じた。</p>	<p>◆A社は、国営事業において開札の早かった他の工事の受注を確保したこと、B社は、施工体制を確保するための協力会社の調達が整わなかったことが辞退理由と聴き取っている。辞退した2社とも他の入札を同時に進めており、手続きが先行する工事を受注したことにより、本工事への技術者の配置、会社の体制確保が困難となったものと推測する。</p> <p>◆次回以降このような場合は説明資料として添付する。</p> <p>◆当該区画は市道で区分されている。仮に2件の工事を1つにすると、単年度に仕上げるのが困難となる。</p> <p>◆工事については1者応札に係る事後審査を通常行わないが、今回辞退した2社に対しては、今後の発注に向けてその理由を把握した方がよいとの判断から電話により聴き取りを行ったものである。</p> <p>◆各社とも限られた技術者をなるべく利益のあがる工事に充てたいと考えており、1人の技術者を複数の入札案件に配置可能技術者としてエントリーするケースが多い。この場合、1つ工事が受注出来れば、やむを得ずその他の入札を辞退することとなり、これは、他の案件においても生じている。当該地区は今後も同様の区画整理工事を実施していくことから、各社の状況等の把握に努めて参りたい。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 随意契約 河北潟周辺農地防災事業 河北潟放水路防潮水門建設工事</p>	
	<p>◆提案した技術が価格等の交渉結果に反映されているかどうか、有識者委員会に諮られているのか。</p> <p>◆技術提案書の評価点数は誰が付けているのか。</p> <p>◆技術提案書を評価する3名はいつも同じメンバーなのか。</p> <p>◆技術提案書評価基準の配点は国が決められているのか。</p> <p>◆評価基準では課題1の配点が大きく、実質的に当該評価の結果により決定する可能性が高い。課題1の評価結果について、各提案の評価点も公表しているのか。</p> <p>◆E C I方式では、事前に発注者（農政局）と設計者が設計業務請負契約を締結することになっているが、請負者はどのように決められるのか。</p> <p>◆設計内容は施工者が決定してから決まるのか。</p>	<p>◆3回目の第三者委員会で確認していただいている。</p> <p>◆当局内の施工技術を有する課長補佐以上の3名により仮評価しており、当該評価結果を第三者委員会に諮っている。</p> <p>◆専門性に合わせて工事ごとに評価者を変えている。</p> <p>◆当局で定め、第三者委員会です承を得ているものである。なお、技術提案・交渉方式（E C I）の施工実績は全国的にも5事例と少なく、当局においても2事例目であり、今後適切な評価方法をさらにブラッシュアップしていきたい。</p> <p>◆当局のHPに掲載しているのは、説明資料にある提案別に集計した評価結果であり、課題1の各提案の評価点は公表していない。但し、開示請求に応じて開示している。</p> <p>◆確認し、別途回答する。 (9/16、発注方式は、プロポーザル(技術提案書)により契約の相手方を決定する「簡易公募型プロポーザル方式」である旨、各委員へメールにより回答)</p> <p>◆施工者の技術提案を踏まえて実施設計が行われるため、優先交渉権者が決まった後に実施設計が行われる。</p>

◆見積執行調書では、優先交渉権者と採用まで3回見積もり合わせを行っているが、予定価格以下になるまで何回も見積合わせを行うことになるのか。

◆そのとおり。

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 一般競争（総合評価） 令和4年度 設計材料単価実態調査業務</p>	
	<p>◆今回の入札案件に係るアンケート調査は何故実施していないのか。</p> <p>◆競争参加資格について、北陸3県や中部圏等の地域指定をしているのか。</p> <p>◆H29～H31年度と比較して、予定価格が高くなっている理由は何か。</p> <p>◆連続して同じ業者が受注していると請負価格が高くなるリスクがあると思うが、業務のコストについて、妥当性をどのように確保しているのか。</p> <p>◆競争性確保のため、手段を尽くされていることは理解できる。当該業務は北陸農政局管内での資材等の実態調査であるが、農政局単独では今後新たな入札参加者が見込めないように思われる。例えば、全国的な視点に立って業者選定等について情報収集するなど競争性の確保に努めていただきたい。</p>	<p>◆過年度に実施したアンケート結果を踏まえ、既に改善策を講じたことから、内規に基づき、今年度はアンケート調査を行っていないが、今後入札方法に更なる改善の余地がないか、引き続き検討していきたい。</p> <p>◆今回の案件については、地域指定はしておらず、全国の事業者を対象としている。</p> <p>◆予定価格の変化については、資材単価の調査項目の数量による影響である。工事等で使用する資材の種類が増えたためとご理解いただきたい。</p> <p>◆業務の発注にあたっては、過去の受注者以外も含めて見積を依頼した上で、予定価格を作成している。</p> <p>◆当該業務は北陸局だけではなく、他局でも同様の仕様により発注している。現状では、他局においても顕著な競争性が発現しておらず、当局と同様の課題を抱えている。今後も工夫出来る点がないか、検討を続けていきたい。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 一般競争（総合評価） 笹ヶ峰二期農地保全事業 Mブロック地質調査業務</p>	
	<p>◆本業務に係る申請書を提出した2者のうち、1者は入札書等を提出していないが理由を確認しているのか。</p> <p>◆アンケート等の回答結果を受けて、何か改善策を考えているのか。</p> <p>◆アンケート結果の中では、過去の実績が評価されるので受注見込みが無いとして、価格競争による入札方式の変更を求める回答があるが、見直しは可能か。</p> <p>◆技術提案書審査結果表では、過去の業務実績の評点が25点中7点と高い評点を占めている。過去の業務実績というのは、何を指しているのか。 また、アンケート結果の中で、「過去に公示された業務の入札に参加していないことから、受注の見込みが無いものと判断した」と回答している業者もあるが、評価基準を誤解していることはないのか。</p>	<p>◆アンケート調査によって理由を確認している。</p> <p>◆当該地域は冬場の積雪が多く、立ち入ることが困難で調査ができないことから、作業期間も限定されるほか、現地で調査を行うための足場を仮設する必要がある等、一般的な業務と比べて厳しい現場環境、業務内容となっている。毎年調査内容も変わっていくが、アンケートの結果を踏まえ改善策を検討していきたい。</p> <p>◆現地は厳しい自然環境であり、正確な成果を得るとともに、安全性も確保するためには、一定程度の技術力が必要と考えている。</p> <p>◆過去の業務実績は、笹ヶ峰二期地区の調査業務に限定したものではなく、類似の業務実績にて評価している。評価項目の内容は公表されていることから業者が誤解していることはないと思う。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 一般競争契約 電子複合機の保守契約（コニカミノルタ製品） 12式</p>	
	<p>◆リース契約している業者以外が保守契約の競争に参入することが考えにくい、保守契約を単体で毎年度入札契約方式としている理由は何か。</p> <p>◆導入時にリース契約の期間が決定していることから、リース契約と保守契約は数量を見込みとしてセットで入札することはできないのか。</p> <p>◆1年分なら使用枚数の見込みが立つが5年分だと立たないということなのか。</p> <p>◆毎月の使用枚数に増減が生じるのは理解できるが、年間の使用見込みにより契約が可能であるにもかかわらず、5年間分の使用見込みにより契約できないのはどうしてか。</p>	<p>◆コニカミノルタ製品を取り扱っている業者は複数あり、官側として他の業者を一方的に排除することができないため、一般競争契約方式で毎年度契約手続きを行っている。</p> <p>◆導入時には5年分の賃貸借契約と1年分の保守契約にて入札を行っている。賃貸借契約については、5年間の国庫債務負担行為により契約を締結しているが、保守契約については、月間の使用枚数に応じて債務（支払額）が決定する単価契約的なカウンター保守方式であり、事前に5年間分の債務を確定できないことから、単年度契約の手続きをとっている。</p> <p>◆使用枚数に単価を乗じて使用料を支払うことになるため、予定は立てられるが実績は確定できないということである。</p> <p>◆国庫債務負担契約については、毎年度の支払額を確定する必要があり、仮に1から3年目までを100円とする国庫債務負担契約を締結した場合、使用枚数が当初の予定より増え、増額となっても支払いが不可能となる。賃貸借については年額を確定し5年間の国庫債務負担行為を行っているが、保守契約については、過去3ヶ年の使用実績の平均予定数量を基とする使用見込み額により単年度契約を締結している。使用見込み額は予定額であり、使用状況によっては増減が生じることから、複数年の債務を確定する国庫債務負担行為にはそぐわないため、単年度契約としている。</p>



	<p>◆複合機の納入業者が保守契約を継続すると思われるが、複合機の導入はH31年度なのか。</p> <p>◆納入業者である(株)タナカ・ジムがずっと保守点検を行っているのか。</p> <p>◆H30年度は違う業者だったのか。</p> <p>◆(株)タナカ・ジムはどここの業者なのか。</p>	<p>◆そのとおり。</p> <p>◆そのとおり。</p> <p>◆確認し、別途回答する。 (9/8、各委員に対し、契約業者：理光商事(株)(金沢市)、製品：リコー製品である旨メールにより回答)</p> <p>◆金沢市である。</p>
--	---	---

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	その他全般	
	なし	
委員講評		
<p>◆本日の委員会において、局長への意見の具申又は勧告が必要なことはなかった。</p> <p>入札業務について、談合が起きないようにすることは当然であるが、他方、円滑に入札を行うことも大切である。バランスをとることに苦労されていることは理解しており、今後も適正な業務の遂行をお願いしたい。</p>		